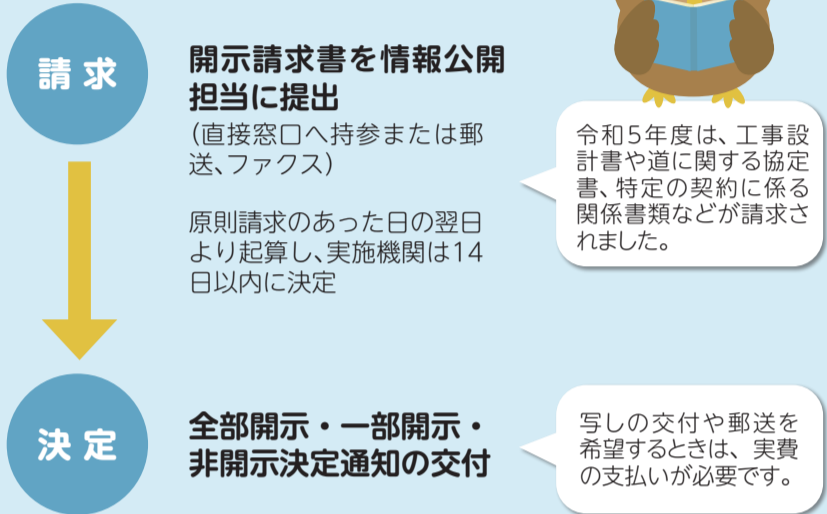


市民に情報を公開し、公正で透明な市政を推進します

情報公開は、市自治基本条例や市情報公開条例で定められているように、市民の市政への参加を促進するため、市政に関する情報を公開することにより、市民の知る権利を保障し、公正で透明な市政を推進することを目的とする制度です。市報のCIMコラム(原則毎月15日号)で、知っていただきたい情報を分かりやすく掲載しているほか、市政に関わる情報は、市政資料コーナー、市報、市HP、各課窓口などで提供しています。窓口などで提供されていない行政文書についても、市民からの請求に応じて、個人のプライバシーに最大限配慮した上で、閲覧や複写により、原則として開示しています▶問:市民活動推進課☎60-1809

行政文書開示請求の流れ



開示が認められないことがあります
開示が認められない理由を文書でお知らせします

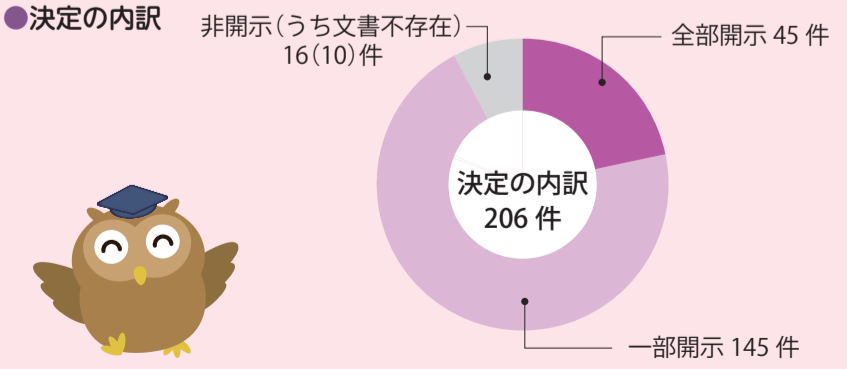
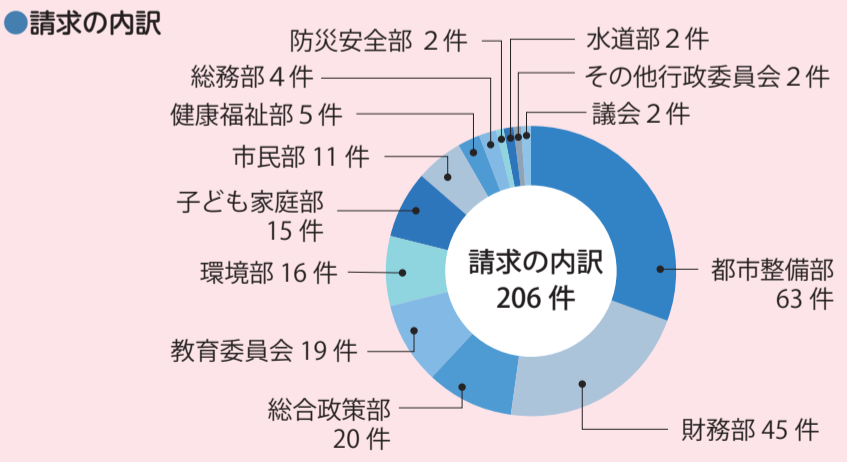
開示が認められない理由に納得できないとき
開示が認められない理由を示した文書を受け取った日の翌日から3カ月以内に、審査庁に対して審査請求ができます

審査庁からの諮問に応じて、情報公開・個人情報保護審査会で審議します

一部開示・非開示となる例
開示請求された行政文書の中に、個人名などの「個人を識別できる情報」、法人の印影などの「法人などの地位が損なわれるおそれがある情報」、そのほかに「市の審議、検討又は協議に関する情報」、「行政運営に支障をおよぼす情報」、「任意に提供した情報」などが含まれる場合は、その部分を非開示としています。

令和5年度行政文書開示状況

実施機関	請求		決定内容(件)				審査請求
	件数	延べ人数	全部開示	一部開示	非開示(うち文書不存在)	却下	
市長部局	181	128	37	129	15(10)	0	1
水道部	2	2	1	1	0(0)	0	0
教育委員会	19	18	7	11	1(0)	0	0
その他行政委員会	2	2	0	2	0(0)	0	0
議会	2	2	0	2	0(0)	0	0
計	206	152	45	145	16(10)	0	1
前年度計	265	167	60	156	49(47)	0	7



市政資料コーナー(市役所西棟7階)

市の刊行物、報告書をはじめ、法規、辞典、官報など各種の資料を自由に閲覧できます。コピー(A3まで白黒1枚10円・カラー1枚30円)や備え付けのパソコンで行政情報のインターネット検索ができ、有償刊行物の販売や資料の配布なども行っています。なお、市政資料の目録(平成20～令和5年度)は市HPの「市政資料」に掲載しています。

有償刊行物

市HPの「有償刊行物一覧」で内容を随時更新して掲載しています。

武蔵野市全図(100円)をはじめ、さまざまな有償刊行物があります

毎月15日号の市報に掲載*



CIM=Civil Information Minimum(これだけは知っておきたい市民の情報)

身近な題材の中から、市民の皆さんに知ってほしい情報を、市民ライターが分かりやすくお伝えするCIMコラムを市報に掲載しています。平成4年から続いている本市ならではの取り組みで、令和5年度は、「武蔵野市における自治体DX」、「健康診査受診について」、「吉祥寺に新しい観光スポット デザインマンホール」などを掲載しました。

※紙面の都合で今号は掲載せず、6月1日号に掲載します。